2019年度版

東京都社会福祉協議会会員の
法人代表者・施設長の皆様へ

役員賠償責任保険および役員災害補償保険のご案内

保険期間：2019年7月1日(午後4時)～2020年7月1日(午後4時)

募集締切日：2019年6月14日（金）

加入依頼書の送付先（取扱代理店）・保険料のお支払先は P.5 および P10 をご覧ください。
●中途加入につきましても随時受け付けています。
※中途加入の補償開始日は、申込み手続完了後（各月20日まで）の翌月1日になります。

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会

もくじ

1. 役員賠償責任保険

（D&O マネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯　会社役員賠償責任保険））

●訴訟提起のおそれの生じた状況でも、弁護士相談費用を補償します。

●役員等への給与課税なく、保険料を全額法人負担に出来ます。

補償概要 …… 1ページ

主な補償内容 …… 3ページ

加入タイプと保険料 …… 5ページ

お支払いの対象とならない主な場合 … 6ページ

ご加入にあたってのご注意 …… 7ページ

2. 常勤・非常勤役員災害補償保険

（総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）

●往復途上の事故も補償します。

補償概要 …… 8ページ

補償のあらまし …… 11ページ

サービスのご案内 …… 12ページ

重要事項説明（契約概要・注意喚起情報のご説明） …… 13ページ

事故報告書 …… 17ページ

契約内容に変更が生じた場合 …… 19ページ

添付書類記入例 …… 20ページ

本保険に関するお問い合わせ先 …… 27ページ

本団体保険につきましては、一定期間の事故の発生状況等を勘案して、今後保険料・補償額等の見直しをさせていただくことがございます。

引き続き安心して役員に就任いただくために

1.「役員賠償責任保険」

（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯　会社役員賠償責任保険））

被保険者（補償の対象となる方）

【個人被保険者】

①加入社会福祉法人の全ての役員（理事・監事）および評議員（※１）
②重要な役割を担う職員（施設長や管理職従業員等）（※２）
③退任役員

【法人】（主な補償内容のⅡ.法人補償に関する補償、Ⅲ.法人に関する補償のみが対象）

④加入社会福祉法人

（※１）保険期間中に新たに選任された役員も含みます。
（※２）重要な役割を担う職員とは、理事会の決議によって重要な役割を担う職員として選任された方を指します（社会福祉法第 45 条 13）。
具体的な役職の規定は社会福祉法の中にはありませんので、各法人の実態に応じることとなります。

本保険の特長

1．本保険は、役員等が行った行為（不作為を含みます）に起因して、役員等に対して損害賠償請求がなされたことにより役員等が被る**「法律上の賠償責任」「争訟費用」**に対して、保険金を支払います。また、**「言いがかり的な訴訟」**にも対応いたします。

2．損害賠償請求が提起される**「おそれの生じた状況」**であっても弁護士に相談した場合の弁護士相談費用等所定の損害賠償請求対応費用を補償いたします。

3．ハラスメント、不当解雇、過労死、過労自殺等の従業員の方とのトラブルにより、従業員から役員の皆様個人に対して**慰謝料請求等の訴訟が提起された場合にも対応**いたします。身体の障害、精神的苦痛についての訴訟についても対応しており、争訟費用がお支払対象となります。

4．**法人から役員等への賠償請求も補償**いたします。

5．**費用の補償が充実**しており、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に法人内調査を行うために法人が負担する費用や、第三者委員会設置・活動費用などの各種費用を補償いたします。

6．保険料の負担について、**役員等の方への給与課税なく全て法人負担とすることが出来ます**。

（1）想定される事故事例と補償の概要

第三者からの訴訟　法人からの訴訟　や言いがかり訴訟まで
社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

想定される事故事例

不適切な法人運営・管理

（法人からの損害賠償請求例）
定款上許されない株式投資信託を購入し、値下がりにより損害を被った。専務理事の善管注意義務違反として、当該法人から訴えられた。

職員の不正

職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能となった。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。

パワハラ・セクハラ

法人内でセクシャルハラスメントを受けた女性職員から、法人が何ら再発防止策を講じないためにセクシャルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。

職員の過労死・過労自殺

職員が過労死したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したのが原因であり、理事は任務懈怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して、損害賠償を請求された。

利用者との関係

職員が興奮状態にあった入所者をうつぶせの状態で押さえつけたところ、死亡してしまった場合において、入所者を制止する方法についての指導やマニュアル整備を怠った過失があるとして、遺族から役員個人に対して、損害賠償請求を請求された。
（身体障害についての損害賠償請求は、争訟費用のみお支払対象となります。）

近隣住民との関係

施設からの騒音が我慢の限度を超えた違法なものであり、防音壁の設置を求めたがかなわず、騒音で精神疾患になり入院したなどとして、施設の近くの住民から施設を運営する社会福祉法人の役員個人に対して、損害賠償を請求された。
（精神的苦痛についての損害賠償請求は、争訟費用のみお支払対象となります。）

◎賠償請求を受けた場合、役員皆様の個人の財産で賠償しなければなりません。
◎賠償金の支払債務は相続の対象となり、相続人であるご家族が負担しなければなりません。

補償の概要

貴法人の役員等の皆様（個人被保険者）が、その業務について行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に役員の皆様に損害賠償請求がなされたことによって被る損害や争訟費用等に対して、保険金をお支払いいたします。

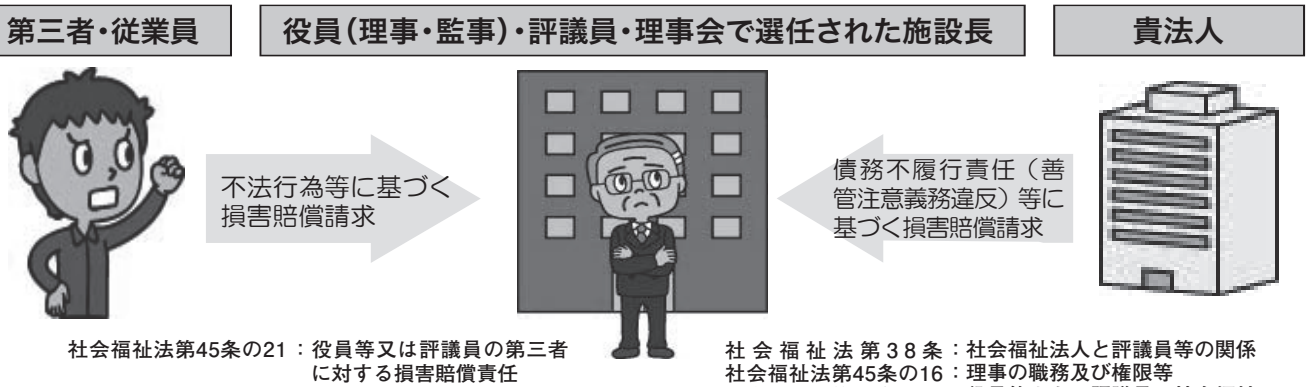

社会福祉法第45条の21：役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任
民法第709条：不法行為責任等

社会福祉法第38条：社会福祉法人と評議員等の関係
社会福祉法第45条の16：理事の職務及び権限等
社会福祉法第45条の20：役員等または評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任
民法第415条：債務不履行責任等

役員の日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれがあります。

役員賠償責任保険は、役員の損害賠償リスクを補償することで、
役員の健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

（2）主な補償内容

【特徴①】費用の補償が充実！

Ⅰ　役員（個人被保険者）に関する補償

補償項目（お支払いする保険金）			補償の概要（保険期間中に「対象事由（下線部）」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	想定している手続き			保険期間中支払限度額	免責金額
				民事	行政	刑事		
Ⅰ 役員に関する補償	法律上の損害賠償金		個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○			5000万円、1億円、3億円のいずれか。 ※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、上記の10%	なし
	争訟費用		個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限ります。	○				
	役員費用	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○			1億円	なし
		公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、 個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。		○			
		刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をいい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料（保証金その他の担保は除きます。）を含みます。			○		
		財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をいい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。		○	○		
		信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、 個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○		○	500万円	

Ⅱ　法人補償に関する補償

補償項目		補償の概要（保険期間中にⅠ「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	想定している手続き			保険期間中支払限度額	免責金額
			民事	行政	刑事		
Ⅱ 法人補償に関する補償	法人補償	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、個人被保険者に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	Ⅰ「役員に関する補償」と同じ			Ⅰ「役員に関する補償」と同額（共有）	Ⅰ「役員に関する補償」と同額

Ⅲ　法人に関する補償

補償項目（お支払いする保険金）			補償の概要（保険期間中に「対象事由（下線部）」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	保険期間中支払限度額	免責金額
Ⅲ 法人に関する補償	法人費用	法人内調査費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う法人内調査（＊）を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。）をいいます。 （＊）この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限ります。	1,000万	なし
		第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。）をいいます。	5,000万	

※法人に関する補償は、上記以外にも提訴請求対応費用、改善報告書等作成費用、危機管理コンサルティング費用、危機管理対策実施費用、訴訟告知受理に関する公告・通知費用、会社補助参加調査費用、会社補助参加費用、文書提出命令対応費用、役員に対する責任免除に関する公告・通知費用を補償します。

Ⅳ　その他の補償

緊 急 費 用

補償の概要	保険期間中支払限度額	免責金額
次の条件をすべて満たす場合において、 役員に関する補償（Ⅰに定めるもの）・法人補償に関する補償（Ⅱに定めるもの）・法人に関する補償（Ⅲに定めるもの）について、 引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して３０日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。	500万円	なし

（3）その他の特徴

社外役員向け上乗せ補償（追加支払限度額）

【特徴②】社外役員も手厚くお守りします！

法人の社外役員（監事、非業務執行理事等）について、社外役員ごとに１億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての社外役員に対して支払う保険金の額を合計して３億円を限度とします。）。

⇒社外役員の招聘に際して、ご安心いただけるよう十分な支払限度額を設定いただくことも重要ですので、右図の「全役員向け補償」部分（基本の支払限度額）の支払限度額の増額もご検討ください。

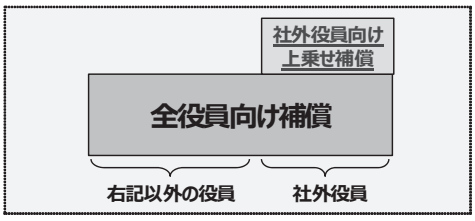

役員の相続人向け上乗せ補償（追加支払限度額）

【特徴③】ご家族（相続人）も手厚くお守りします！

役員の相続人について、債務を相続した際にそなえ、役員の相続人ごとに１億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して３億円を限度とします。）。

保険期間延長（ランオフカバー）の特則

【特徴④】役員退任後の補償も安心！

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、
①保険期間末日から**90日間の延長期間**が適用されます。
②退任役員（初年度契約始期以降に退任した役員であって、その後いかなる法人においても役員としての地位に就いていない者）については、保険期間末日から**10年間の延長期間**が適用されます。
ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限ります。

（4）保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、以下により算出された金額を1記名法人ごとにお支払いします。
ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、ご契約された保険期間中総支払限度額が限度となります（※）。
補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。
（※）社外役員または役員の相続人に対して、お支払いする保険金を除きます。

保険金の額 ＝ 被保険者が被った損害の合計額

（5）加入タイプと保険料

☆期の途中からもご加入が可能です。下記保険料の月割計算となります。

年間保険料（単位：円）

下表より保険料をご確認ください。各タイプともに免責金額は0円です。
なお、「最近の決算年度の総資産額が200億円以上」、「社会福祉法人以外の法人形態」、「3億円以上の支払限度額をご希望」の場合は、個別に年間保険料をお見積もりさせていただきますので、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

補償パターン	保険期間中総支払限度額（※1）	総資産区分（貸借対照表上の資産の部 合計額）					
		①0～3億円	②3～10億円	③10～20億円	④20～50億円	⑤50～100億円	⑥100～200億円
A	5000万	56,200	60,600	61,140	66,000	72,830	80,920
B	1億円	79,570	82,080	83,600	91,560	100,280	121,380
C	3億円	122,270	126,540	132,090	147,620	172,900	205,200

※保険料は直近の決算年度における総資産額の範囲別に定額保険料を設定します。（範囲内の額は、下限を「以上」、上限を「未満」とします。）

（※1）社外役員の方（監事、非業務執行理事等）には、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます（全ての社外役員の上乗せ合計額は3億円が限度）。
役員の相続人には、1人あたり1億円の支払限度額が上乗せされます（全ての役員の相続人の上乗せ合計額は3億円が限度）。
例として、補償パターンBにご加入の場合、社外役員の方は1億円の上乗せ補償により2億円が限度となります（ただし、全ての社外役員の上乗せ合計額は3億円が限度）。

契約者	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ※この保険契約は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を保険契約者とし、その会員法人を記名法人とする役員賠償責任保険（D&O マネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯会社役員賠償責任保険））の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。
保険期間中 総支払限度額	５千万円・１億円・３億円の3パターンからご選択いただきます。 （免責金額はありません）

（6）お申し込み方法

☆期の途中からもご加入が可能です（保険料は月割計算）。

加入手続き

１．添付の水色の「加入依頼書」、「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印ください。

２．上記１の書類に加え、**総資産額の分かる決算資料（貸借対照表等）を添えて**、下記記載の取扱代理店までご送付ください。

＜ご送付先＞有限会社東京福祉企画　Tel：03-3268-0910　Fax：03-3268-8832
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂１－２研究社英語センタービル３階

３．保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振込みください。

＜お振込先＞　みずほ銀行　飯田橋支店　普通№１４６０３７２
福）東京都社会福祉協議会　民間福祉職員労災上乗せ保険口

（7）お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

●次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。

・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
・被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由
・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由
・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由

●次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

・保険証券記載の遡及日より前に行われた行為またはその行為に起因する一連の対象事由
・初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由
・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で、疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
・戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する対象事由
・環境汚染、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由
・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（＊1）（＊2）

（＊1）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者自身の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。
（＊2）従業員（過去に従業員であった者、従業員となるための申込みを行った者等を含みます。）から個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求（個人被保険者自身にセクハラ・パワハラ・マタハラ等の侵害行為があったという申立てに基づいてなされた損害賠償請求は除きます。）がなされたことにより個人被保険者が被る損害については補償対象です。

・被保険者が以下のいずれかの米国の法令に違反したと主張する申立てに基づき発生した対象事由
①米国従業員退職所得保障法（ERISA法）
②米国組織犯罪規制法（RICO法）
③米国証券取引所法
・米国の法令に基づき、会社に対してなされた有価証券損害賠償請求
・次の損害
①税金、罰金、科料、過料、課徴金
②法律上保険適用が認められない損害
③汚染浄化費用またはこれによる損害　　等
・個人被保険者である役員の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族から、個人被保険者に対してなされた損害賠償請求。

＜ 重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合等

ご注意事項

●もし事故が起きたときは

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。
また、引受保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。
このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。
通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご加入につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（＊））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

〈引受保険会社と引受割合〉

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）	81.0%
三井住友海上火災保険㈱	14.0%
損害保険ジャパン日本興亜㈱	5.0%

このご案内は、役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯　会社役員賠償責任保険））の概要をご紹介したものです。ご加入に際しては、必ず保険約款をご確認ください。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 常勤役員・非常勤役員災害補償保険

（総合生活保険（傷害補償）、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）

常勤役員・非常勤役員が法人運営のための活動に従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをされた場合の保険です!!

（常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します!!（24時間補償））

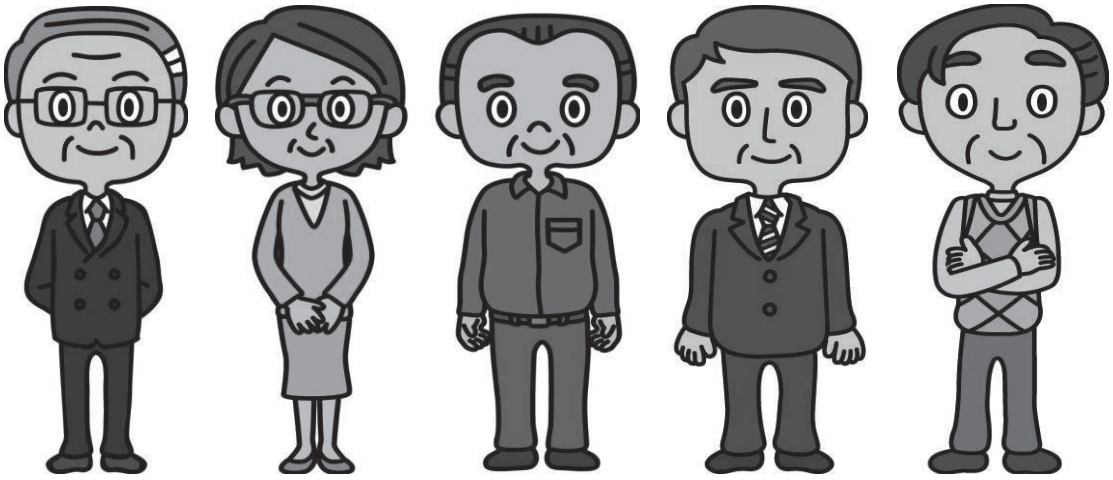

―中途加入―
中途加入の補償開始日は、申込み手続完了後（各月２０日まで）の翌月１日になります。保険料については、「（７） 中途加入」をご覧ください。

【ご加入内容に関する大切なお知らせ】
ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、「重要事項説明書」に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一誤りがありましたら、取扱代理店（有）東京福祉企画までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等＊を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。
＊管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯の場合は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中等のケガに限ります。
お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

（1） 加入対象者および保険金支払い対象事故

種　別	加入対象者（被保険者）	保険金の支払い対象となる事故
常勤役員	法人の常勤役員 理事長・常勤役員・施設長等	被保険者が日本国内外を問わず、業務従事中・通勤途上・日常生活で被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。 ～２４時間補償～
非常勤役員	法人の非常勤役員 非常勤理事・評議員・監事等	被保険者が日本国内外問わず、法人運営のための活動に従事中、あるいはその往復途上において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

※政府労災保険の加入者（特別加入者）、労災上乗せ保険の加入者も加入できます。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.11記載の「補償のあらまし」をご覧ください。

※ここでいう非常勤役員とは、年間出勤日数が 30 日以内の方のことをいい、30 日超の方は常勤役員とします。

※非常勤役員の方でも２４時間補償にご加入いただくことは可能です。

（2） 保険金の支払い

本保険の保険金は、法人にお支払いします。法人から被保険者（常勤役員・非常勤役員）にお支払いください。

※傷害保険では原則死亡保険金は法定相続人にお支払しますが、本契約では企業等の災害補償規定等特約を付帯し法人（契約者）を死亡保険金受取人に指定いただきます。法人を死亡保険金受取人に指定するにあたり必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意が必要であり、本保険の対象となる常勤役員・非常勤役員の同意をいただいた上でご契約ください。また、法人契約特約を付帯し、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。同意の確認書類として別添の「災害補償規程」「保険金受取人指定に関する周知事項等確認書」「被保険者代表者確認書」「傷害保険契約締結に関する通知」を必ず加入依頼書に添えてご提出ください。

（3） 補償内容

■補償種別および保険金額

補 償 種 別	常 勤 役 員（24 時間）	非 常 勤 役 員（管理下のみ）
死亡・後遺障害保険金 （事故の日からその日を含めて 180 日以内）	２０，５００千円	７日以内　１７，５００千円 8～15日　１７，１００千円 16～30日　１６，８００千円
入院保険金 （事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り1事故180日を限度）	1日　7，000円	1日　4，500円
手術保険金 （事故の日からその日を含めて 180 日以内）	入院保険金日額の１０倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	
通院保険金 （事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限り1事故90日を限度）	1日　4，000円	1日　3，000円

※上記のタイプがご意向に沿わない場合やご不明な点がある場合は、本パンフレットに記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

（4） 保険料（年額）

保 険 種 類		1名あたり年間保険料
常勤役員災害補償保険		44,830円
非常勤役員災害補償保険	年間活動日数	－
	7日以内	3,920円
	8日～15日	6,910円
	16日～30日	10,090円

※非常勤役員災害補償保険（7 日以内）は団体割引 10%を適用した保険金額･保険料です。
非常勤役員災害補償保険（8～15 日以内）は団体割引5%を適用した保険金額･保険料です。
詳細につきましては㈲東京福祉企画または東京海上日動火災保険㈱までお問い合わせください。

※上記の保険料は被保険者（本人）の職種級別または管理下中に行う業務に応じた職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別Ａ（管理的職業従事者、事務従事者、介護士等）の方を対象としたものです。それ以外の職種の場合は、（有）東京福祉企画にお問合せください。

（5） 保険期間

2019年7月1日午後4時～2020年7月1日午後4時

（6） 他の保険等との関係

本保険は、健康保険・生命保険・自動車保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われます。

（7） 中途加入

中途加入の補償開始日は、申込み手続完了後（各月２０日まで）の翌月１日になります。
保険料（一時払）については、下記のとおりです。

① 常勤役員災害補償保険

加入日（期間）	１名あたり保険料	加入日（期間）	１名あたり保険料
8月1日（１１ヵ月）	41,090 円	2月1日（ 5ヵ月）	18,670 円
9月1日（１０ヵ月）	37,370 円	3月1日（ 4ヵ月）	14,950 円
１０月1日（ 9ヶ月）	33,620 円	4月1日（ 3ヵ月）	11,210 円
１１月1日（ 8ヵ月）	29,880 円	5月1日（ 2ヶ月）	7,470 円
１２月1日（ 7ヵ月）	26,160 円	6月1日（ 1ヶ月）	3,740 円
1月1日（ 6ヵ月）	22,420 円		

② 非常勤役員災害補償保険

いずれの時期に加入されても、年間活動日数が７日以内の場合は保険料が１名あたり 3,920 円です。
（年間活動日数が8～15 日の場合は保険料が 6,910 円、16～30 日の場合は保険料が 10,090 円になります。）

※保険期間の途中で役員の退任・交代があった場合には、㈲東京福祉企画までご連絡ください。

（8） お申込み先

（東京都社会福祉協議会指定代理店） 有限会社 東京福祉企画　Tel：０３-３２６８-０９１０
〒162－0825　東京都新宿区神楽坂 1-2　研究社英語センタービル３階

（9） 保険料お振込先

みずほ銀行　飯田橋支店　普通 No.１４６０３７２
福）東京都社会福祉協議会　民間福祉職員労災上乗せ保険口

(10) 必要書類一覧

口加入依頼書
口加入者名簿
その他、必要書類については、以下の表をご参照ください。

区分	必要書類	印	
常勤役員	（1）災害補償規程	代表印	添付資料①-1
	（2）保険金受取人指定に関する周知事項等確認書	署名	添付資料②-1
	（3）被保険者代表者確認書	署名	添付資料③-1
	（4）傷害保険契約締結に関する通知	代表印	添付資料④-1

区分	必要書類	印	7日以内	8～15日	16～30日
非常勤役員	（1）災害補償規程	代表印	添付資料①-2	添付資料①-3	添付資料①-4
	（2）保険金受取人指定に関する周知事項等確認書	署名	添付資料②-2	添付資料②-3	添付資料②-4
	（3）被保険者代表者確認書	署名	添付資料③-2	添付資料③-3	添付資料③-4
	（4）傷害保険契約締結に関する通知	代表印	添付資料④-2	添付資料④-3	添付資料④-4
	（5）非常勤役員の年間活動予定表または実績表	代表印	添付資料⑤	添付資料⑤	添付資料⑤

■ 総合生活保険（傷害補償）補償のあらまし

「急激かつ偶然な外来の事故」*1 により、保険の対象となる方がケガ*2 をした場合に保険金をお支払します。

*1 非常勤役員は、法人運営のための活動に従事中（往復途上を含みます。）に被った急激かつ偶然な外来の事故

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡･後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡･後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡･後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡･後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸（けい）椎固定用シーネ、頸（けい）椎カラー、頸（けい）部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である（社）東京都社会福祉協議会にお渡しする予定です。必要に応じ（社）東京都社会福祉協議会までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、（有）東京福祉企画までお問い合わせください。

〈引受保険会社と引受割合〉

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）	81.0%
三井住友海上火災保険㈱	14.0%
損害保険ジャパン日本興亜㈱	5.0%

ー団体契約についてー

この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者とした団体契約で、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店におたずねください。

この保険の被保険者の範囲は東京都社会福祉協議会に加入している法人の常勤役員、非常勤役員の方に限ります。ご確認の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

サービスのご案内

対象種目：総合生活保険

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

24時間365日受付＊1

0120-708-110

（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配＊2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

＊1　予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

＊2　実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート　自動セット

受付時間：（いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・法律相談	：9:00～17:00
・税務相談	：14:00～16:00
・社会保険に関する相談	：9:00～17:00
・暮らしの情報提供	：10:00～16:00
・電話介護相談	：9:00～17:00

0120-285-110

（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援サービス

・法律・税務相談＊1　　・社会保険に関する相談＊2

・暮らしの情報提供

＊1　弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

＊2　社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護関連サービス

・電話介護相談（介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談）

・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス

http://www.kaigonw.ne.jp/

・介護アシスト　自動セット

受付時間（電話介護相談、各種サービス優待紹介）：9:00～17:00

（土日祝日・年末年始を除く）

0120-428-834

（携帯電話・PHS・衛星電話 からもご利用いただけます。）

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス　http://www.kaigonw.ne.jp/

電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。

・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介＊1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

＊1　サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください　（各サービス共通）

・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。
・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項　　注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み（契約概要）

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等（契約概要）（注意喚起情報）

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意（注意喚起情報）

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●受託品賠償責任補償特約　●携行品特約　●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約　●救援者費用等補償特約　●育英費用補償特約　●学業費用補償特約　●疾病による学業費用補償特約　●医療費用補償特約

*1　総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定（契約概要）

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期（契約概要）（注意喚起情報）

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

⑴保険料の決定の仕組み（契約概要）

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

⑵保険料の払込方法（契約概要）（注意喚起情報）

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金（契約概要）

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務（注意喚起情報）

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）

職業・職務等*1告知事項かつ通知事項（☆）*2となります。
他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

②総合生活保険（こども総合補償）

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項（☆）となります。
生年月日、他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

③総合生活保険（個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）

他の保険契約等*3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

*1　新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2　交通事故傷害危険のみ補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約をセットいただいた場合には、告知事項かつ通知事項（☆）とはなりません。

*3　この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

*4　医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ（注意喚起情報）

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等（注意喚起情報）

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1　告知義務　[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお

伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

［保険期間終了後、更新を制限させていただく場合］

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊1　法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3.保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

注意喚起情報

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯・PHS OK **0570-022808 <通話料有料>**

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間 ： 平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	81%
三井住友海上火災保険株式会社	14%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心 110 番」へ
受付時間：**24 時間 365 日**

事故は 119 番・110 番

携帯・PHS OK **0120-119-110**

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険期間
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認いただく事項】

確認事項
□ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※管理下中のみの傷害危険補償特約をセットしている場合には、確認不要です。 □ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京都社会福祉協議会団体用

役員賠償責任保険事故報告書

事故が発生した場合は、本紙を使用して速やかに事故内容のご連絡をお願いします。
下記あてに、加入者証をご添付のうえＦＡＸしてください。

事故報告専用FAX番号: 03-5223-3050

東京海上日動火災保険株式会社
コマーシャル損害部
国際賠責・航空グループ行き

役員賠償責任保険の事故が発生したので以下のとおり報告します。

本ファックス送信日	年　月　日
ファックス送信枚数	枚
加入者（団体・施設・事業者）名	
所在地	
加入者番号	
連絡先	
部署名	
氏名	
ファクス番号	
電話番号	
損害賠償請求を受けた日	年　月　日
損害賠償請求を受けた被保険者の氏名	
損害賠償請求者の氏名	
損害賠償請求者の代理人弁護士名	
損害賠償請求者と被保険者との関係	
損害賠償請求者と加入者との関係	
損害賠償請求の態様 （口頭以外の場合は、書面もFAXでご送信ください。）	口頭 書面手交／書面郵送／内容証明郵便／訴訟提起
損害賠償請求額	
主張されている損害	精神的苦痛／人格権侵害／名誉棄損／身体障害／財物損壊 それ以外（次のとおり）
損害賠償請求の概要	
損害賠償請求前の交渉経緯	
損害賠償責任に関する見解	

東京都社会福祉協議会団体用

役員災害補償保険　事故報告用紙

事故が発生した場合は、本紙を使用して**速やかに**事故内容のご連絡をお願いします。
下記あてに、**加入者証をご添付のうえＦＡＸしてください。**

＜役員災害補償保険＞

東京海上日動火災保険㈱　本店損害サービス第二部　傷害保険損害ｻｰﾋﾞｽ第一課
連絡先：東社協担当　TEL　03(6632)0482　　FAX　03(6402)3562

法人名			**御中**
加入者番号			
ご住所	**〒　　－**		
お電話番号	（　　）	**ご担当者氏名**	**様**
事故日	**年　　月　　日　　時ごろ**		
事故発生場所			
お怪我をされた方のご氏名	**様　（　　歳、男・女）**		
・事故状況 **・お怪我の状況** **・治療日数見込み　等**			

住所・連絡先等を含めた契約内容の変更については、以下の加入内容変更依頼書にご記載の上、ＦＡＸしていただいた後、東京福祉企画までご郵送ください。

有限会社　東京福祉企画
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂 1-2 研究社英語センタービル３階
ＦＡＸ：０３－３２６８－８８３２

東京都社会福祉協議会　団体保険制度　加入内容変更依頼書

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　御中

1.変更の対象となる制度

（1）○ 役員賠償責任保険　（2）○ 常勤役員・非常勤役員災害補償保険 ※該当に○を記載ください。

法人住所	（〒　　－　　）	担当者名	
法人名・団体名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　　印	連絡先	ＴＥＬ：－　　－ ＦＡＸ：－　　－
加入者番号			

2.下記のとおり、加入内容の変更を通知します。

変更事項	変更内容	
□住所・連絡先変更 □法人名の変更 □解約 □その他の変更	変更依頼日	年　　月　　日
	変更内容を具体的に記載してください。	

※役員賠償責任保険において、役員の人数変更については、ご提出不要です。

3.解約等により保険料が返還となる場合は、以下口座記入欄に振込先口座をご記入ください。

金融機関	ﾌﾘｶﾞﾅ	銀行　信金　農協 信託　信組　労金	ﾌﾘｶﾞﾅ	本店 支店
口座種類	普通　　当座	口座番号		
口座名義	ﾌﾘｶﾞﾅ			

保険会社使用欄	変更受付日	年　　月　　日	部店・担当店	公務第一部東京公務課	受付印
			取扱代理店	東京福祉企画	

記入例

添付資料①－１

（常勤役員用）

常勤役員災害補償規程

第１条
当法人は、常勤役員が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第２条
当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第３条
本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。
①死亡・後遺障害　２０，５００千円
②入　　院　　１日につき　　７，０００円
③手術保険金　　入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
④通　　院　　１日につき　　４，０００円

以上

東京海上日動火災保険株式会社　御中

上記の通り常勤役員災害補償規程を定めましたので届け出ます。

●●●●年●●月●●日

法 人 名　社会福祉法人 とうかい
代表者名　東海　太郎　　印　代表印

記入例

株式会社　宛

添付資料②－1

常勤役員用

保険金受取人指定に関する周知事項等確認書

保険金受取人の指定にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認します。

記入日	●●●● 年　●● 月　●● 日
企業等名・団体名	社会福祉法人 とうかい
役職名・役職者氏名 （職務権限のある方）	（ご署名） 理事長　東海　太郎　印 印

１．保険金受取人指定に関する契約内容

※「当社」とは「企業等名・団体名」欄記載の法人または個人事業主をいいます。（以下同様とします。）

ご契約者【上記「企業等名・団体名」と異なる場合のみ記入必須】	社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
保険期間	2019　年　7　月　1　日から　2020　年　7　月　1　日まで
証券番号	
保険種類	総合生活保険（傷害補償）
保険金受取人を指定する被保険者の範囲	☑当社役員 ☐当社職員（従業員） ☐その他（　　）

必ずチェック！

２．確認事項（同意確認方法については、「４．＜ご参考＞被保険者の同意確認方法」をご参照ください。）

（１）本確認書に添付して提出する災害時の給付について定めた規定（災害補償規定等）の写は原本の内容と相違ないこと。
【同意確認方法がＢ１・Ｄ１の場合のみ】[illegible]内容と相違ないこと。

必ずチェック！

（２）上記の者を被保険者とし、当社を保険金受取人とする他の保険契約等の有無および内容は以下に相違ないこと。

当社を保険金受取人とする他の保険契約等の有無	（該当するものにチェック☑をしてください。） ☐ 有　☑ 無	他の保険契約等の内容	

（３）法人契約特約をセットする傷害保険の場合で、同特約において死亡保険金受取人に支払う旨が規定されている保険金の支払いを受けるときに、次の書類のいずれかを提出すること。
●その被保険者の同意書　●保険金相当額以上の領収証　●その被保険者に保険金相当額以上の支払をしたことの分かる支払書類

以下の（４）～（７）は被保険者の同意確認方法によりご記入・ご確認いただく欄が異なりますのでご注意ください。
※Ｂ１・Ｂ２Ｔ・Ｄ１・Ｄ２Ｔの場合：（４）～（６）をご確認ください。
※Ｂ２・Ｄ２の場合：（７）をご確認ください。

（４）被保険者への周知または通知を以下のとおり実施したこと。

実施日	●●●● 年　●● 月　●● 日	
実施者	役職名： 総務課長	氏名： 安心　花子

＜被保険者への周知・通知確認方法＞　以下①②のいずれかにチェック☑をしてください。

☐ ①同意確認方法がＢ１・Ｄ１の場合　※以下のいずれかにチェック☑をしてください。
- ☐ [illegible]やすい場所へ掲示し、または備え付けること。
- ☐ [illegible]と。
- ☐ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に当記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- ☐ その他（　　）

☑ ②同意確認方法がＢ２Ｔ・Ｄ２Ｔの場合　※以下のいずれかにチェック☑をしてください。
- ☑ 保険契約内容が記載された災害補償規定等を配布し周知（社内イントラネットへの掲載を含む。）
- ☐ 申込書・明細書等の[illegible]布し周知
- ☐ その他（　　）

必ずチェック！

必ずチェック！

（５）上記保険契約の加入について不同意の者の有無は下記のとおりであったこと。

不同意者の有無	☐ 有（「３．不同意者名簿」のとおり）　☑ 無

（６）保険期間中に新たに被保険者となる者に対しても上記の方法にて周知・通知・同意確認を行い、不同意の申し出のあった場合は保険会社に通知すること。

（７）本契約の前契約証券番号は以下のとおり。
証券番号（　Y122681459　）

※本確認書の添付書類として災害時の給付について定めた規定（災害補償規定等）の写をご提出ください。

記入例

「１．保険金受取人指定に関する契約内容」記載の保険契約について、被保険者となることにつき同意しない旨の申出がありました。
ついては、下記（１）の不同意者を被保険者から除いて保険契約を申し込みます。

（１）不同意者

氏名	生年月日 （該当する年号にチェック☑をしてください。）	所属等
●● ●●	□明治 □大正 ☑昭和 □平成 ●● 年 ●● 月 ●● 日 生	●●●●
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	
	□明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日 生	

（２）対象となる保険契約（保険会社記入欄）

証券番号	
ご契約者	社会福祉法人　東京都社会福祉協議会

４．＜ご参考＞被保険者の同意確認方法

本確認書表面記載の被保険者の同意確認方法については以下の通りとなります。

傷害保険	医療保険	
B1	D1	労働基準監督署に届け出た災害補償規定等の周知を確認する方式
B2	D2	災害補償規定等に基づき加入し、被保険者全員の署名をいただき同意を確認する方式
B2T	D2T	災害補償規定等に基づき加入し、被保険者全員への保険内容に関する通知を確認する方式
B2R		保険契約者が企業等の連合体で被保険者の所属する企業を受取人に指定する場合の方式 （特例）

※ 準記名式契約（傷害）の場合、B2方式またはB2R方式での被保険者の同意確認はできません。
　法人契約特約をセットした場合、B2R方式での被保険者の同意確認はできません。

C14－10165（1）改定201605

記入例

東京海上日動火災保険株式会社　宛

添付資料③－1

常勤役員用

被保険者代表者確認書

下記の契約について、「保険契約内容」、「災害時の給付について定めた規定の内容」および「被保険者*1となることにつき不同意の者は申し出ることができること」につき通知を受けたことを、被保険者を代表して確認します。

記入日	●●●● 年　●● 月　●● 日

■被保険者代表者

ゴム印不可

氏名	（被保険者代表者の署名） 東海　太郎	
属性等 （いずれか該当するものに☑）	□ 労働組合の執行委員長等	
	労働組合の執行委員長等の役職者であることを確認するため、「労働組合執行委員長等の役職印」または「労働組合印」を右欄に捺印してください。	印
	☑ その他　（労働組合に準じた労働条件改善委員会等の役職者、労働基準監督署への従業員代表者としての意見書提出者　等）	
	以下のいずれかの書類が必要です。（添付したことを確認して☑） □ 「被保険者代表者であることの確認書類」 ☑ 「被保険者全員が保険契約の内容の通知を受けたことの確認書類」として、被保険者全員への「保険契約締結に関する通知」のコピー	

必ずチェック！

*1 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

■契約内容

ご契約者	社会福祉法人　東京都社会福祉協議会	
保険種類	総合生活保険（傷害補償）	
保険期間	2019 年 7 月 1 日から 2020 年 7 月 1 日まで	
保険金額 （被保険者1名あたり）	死亡・後遺障害保険金額	2,050 万円
	入院保険金日額	7,000 円
	通院保険金日額	4,000 円
		円
		円
		円
		円
		円
保険金受取人	ご契約者と同じ	

C14-10208(1)改定201605

記入例

様式Ⅴ(1)（B2T）

常勤役員用

添付資料④－1

通知日	●●●●年　●●　月　●●　日

役　員　各　位

社会福祉法人　とうかい　印
法人名
代表者名　東海　太郎　代表印

傷害保険契約締結に関する通知

今般、役員の皆さんに不慮の事故が生じた場合に補償するため、当法人が契約者となって、役員の皆さんを被保険者、当法人を保険金受取人とする下記の傷害保険契約を締結することといたしますので通知します。役員の皆さんに万一のことがあった場合は、当法人規定に定められた金額をご家族に支払うこととなりますが、本保険に基づく保険金はその支払いに充当されることとなります。

本件について、役員の皆さんから特段のお申し出がない場合は、本趣旨をご理解いただいたものとして取扱います。

保険契約の内容について、ご質問等があれば、　2019　年　7　月　1　日までに　下記の照会先までお問い合わせください。

記

契約者	社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
保険期間	2019　年　7　月　1　日から　1年　間
保険金額 （被保険者1名あたり）	（死亡・後遺障害保険金額）　20,500　千円 （入院保険金日額）　7,000　円 （通院保険金日額）　4,000　円
保険金受取人	法人
保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

＜照会先＞
有限会社　東京福祉企画
担当者：岡本
TEL：03－3268－0910

C14－10209’10. 01新設
07ut-GJ05-09034-2009年8月作成

記入例

添付資料⑤

（非常勤役員用）

●●●● 年 ●● 月 ●● 日

東京海上日動火災保険株式会社　御中

非常勤役員の年間活動予定表または実績表

法　人　名 社会福祉法人 とうかい　印
代表者名 東海　太郎　代表印

下記日程に相違ありません。

●●●●年●●月から１年間

	１回目	２回目	３回目	４回目	５回目	６回目
理事会	●月●日	●月●日	●月●日	月　日	月　日	月　日
評議員会	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
監事会	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
第３者委員会等	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
その他施設行事等	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日

記入上の注意

※　非常勤役員が法人運営のための活動に従事する日（活動日）のみをご記入ください。

※　２０１９年度の活動予定か２０１８年度の活動実績のいずれかをご記入ください。

※　２０１９年度の活動予定の場合、実際の開催月日と多少のズレがあっても構いません。

※　複数の非常勤役員が加入の場合で、活動日が各々異なる場合には、原則、最も活動日が多い非常勤役員の状況についてご記入ください。
ただし、非常勤役員によって活動日数の差が大きい場合は、平均活動日数方式もあるので、（有）東京福祉企画にご相談ください。

Memo

Memo

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保険名	保険期間	募集時期	中途加入	保険概要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～（1年間）	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行事保険	毎年4月1日～（1年間）	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	サイバープロテクター（個人情報漏えい賠償責任保険）	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	個人情報が漏えいした場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社協の保険	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在宅福祉サービス総合保険	毎年4月1日～（1年間）	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労災上乗せ保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤役員災害補償保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	常勤・非常勤役員が法人運営活動従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します（24時間補償）。
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～（1年間）	5月頃	○	役員の賠償リスクを補償する制度です。
9	社会貢献型後見人に係る損害保険	毎年8月1日～（1年間）	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他､様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
10	地域福祉権利擁護事業保険	毎年10月1日～（1年間）	8月頃	○	地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	介護事業者総合保険	毎年10月1日～（1年間）	8月頃	○	介護事業者が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
12	社会福祉施設損害保険	毎年10月1日～（1年間）	8月頃	○	社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】取扱代理店：**東京福祉企画（東京都社会福祉協議会指定代理店）**

ＴＥＬ：０３－３２６８－０９１０
ＦＡＸ：０３－３２６８－８８３２
ＨＰ：http://www.tokyo-fk.com

本保険に関するお問い合わせ先

● **取扱代理店**

有限会社　東京福祉企画

〒162−0825　東京都新宿区神楽坂1−2　研究社英語センタービル3階

TEL 03(3268)0910　FAX 03(3268)8832

ホームページアドレス http://www.tokyo-fk.com

● **団体契約者**

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会

（団体窓口）福祉部　経営支援担当

〒162−8953　東京都新宿区神楽河岸1−1

TEL 03(3268)7232　FAX 03(3268)2148

この他にも、社会福祉事業やボランティア活動を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。各窓口へお問い合わせください。

● **引受保険会社（幹事）**

東京海上日動火災保険株式会社　　（担当課）公務第一部　東京公務課

〒102−8014　東京都千代田区三番町6−4（ラ·メール三番町10F）

TEL 03(3515)4126　FAX 03(3515)4127

● **事故発生時のお問い合わせ先**

〈役員賠償責任保険〉

東京海上日動火災保険株式会社　コマーシャル損害部　国際賠責・航空グループ

〒100−8050　東京都千代田区丸の内1−2−1

FAX 03(5223)3050

〈役員災害補償保険〉

東京海上日動火災保険株式会社　本店損害サービス第二部
傷害保険損害サービス第一課　東社協担当

〒105−8551　東京都港区西新橋3−9−4　虎ノ門東京海上日動ビル6階

TEL 03(6632)0482　FAX 03(6402)3562

《事故の際のご連絡方法について》

事故のご連絡の際は、事故報告用紙と加入者証を、上記、「事故発生時のお問い合わせ先」までFAXください。
ご送付いただきました事故報告用紙と加入者証を確認の上、保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

《保険料お振り込み先》

みずほ銀行　飯田橋支店　普通No.1460372
福）東京都社会福祉協議会　民間福祉職員労災上乗せ保険口

一般社団法人　日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯·PHS OK **0570−022808** <通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日午前９時 15 分〜午後５時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

19-T00592　2019 年 5 月作成